

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 8 号

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例

(函館市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和 4 8 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める」を「対象者となつた日から受給資格を喪失した日までの」に改め、同条各号を削る。

第 7 条第 3 項中「属する月の翌月の初日」を「翌日」に改める。

(函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 4 8 年函館市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める」を「対象者となつた日から受給資格を喪失した日までの」に改め、同条各号を削る。

第 7 条第 3 項中「属する月の翌月の初日」を「翌日」に改める。

(函館市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 函館市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年函館市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「属する月の翌月の初日」を「翌日」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる対象者の区分に応

じ、当該各号に定める」を「対象者となつた日から受給資格を喪失した日（１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したことにより受給資格を喪失した場合にあつては、当該受給資格を喪失した日の前日）までの」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例、函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。